

## 経済労働局職員衛生委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 経済労働局職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、労働衛生の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則第9条第3項の規定に基づき、経済労働局職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議し、経済労働局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を阻止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する及び健康の保持増進に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員長、委員、産業医及び衛生管理者により20人以内で組織する。

2 委員長は、経済労働局産業政策部長をもって充てるものとする。

3 委員は、経済労働局職員のうちから経済労働局長が任命する。

4 前項に定める委員のうち、委員長を除く半数は川崎市職員労働組合経済支部を代表する者が推薦した者とする。

### (委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

### (定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (産業医等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に産業医の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(記 録)

第9条 委員会の議事で重要なものについては、記録し、3年間保存する。

(書 記)

第10条 委員会に書記2人を置き、経済労働局職員のうちから経済労働局長が指名する者をもって充てる。

2 書記は、委員会の事務に従事する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は経済労働局産業政策部庶務課に置く。

(委 任)

第12条 川崎市職員安全衛生管理規則及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。